

2月1日

2月9日

2月25日

3月29日

WHOが中南米における小頭症等多発について、緊急事態を宣言

※これを受け、「ジカウイルス感染症に関する関係省庁対策会議を設置（2月2日）」

政府として早急に行うべき対策（当面の対応）【第1弾】
をとりまとめ

①水際対策の適切な実施

- 検疫法の検査対象に追加（2月5日閣議決定）
- 全国の検疫所で検査体制整備

②国内の検査・治療体制の整備

- ジカウイルス感染症を感染症法に位置付けて、医療機関に報告を義務付け（2月5日閣議決定）
- 医療機関に臨床情報を提供
- 自治体向け手引きの活用推進
- 全国の地方衛生研究所で検査体制整備

③妊婦をはじめ中南米渡航者等への迅速かつ的確な情報提供

- 感染症危険情報等を発出
特に妊婦等の渡航は可能な限り控えること等の情報提供を徹底

④ワクチン等の研究開発の促進

- 開発可能性のあるワクチンについて、「開発促進チーム」を設置し、迅速な開発を個別具体的に支援

WHOの緊急事態宣言後、我が国で初めての海外感染事案を確認

追加的な対応【第2弾】
をとりまとめ

①国民への情報提供強化

- 旅行業関係者やパスポートセンターを通じて流行地域への渡航者に注意喚起を強化

②予防対策に向けた実施体制の整備

- 予防指針にジカウイルス感染症を追加し、国・都道府県・医療機関等が一体となって予防対策・まん延防止対策を推進

③流行国への支援

- 緊急無償資金協力として、WHO等に対する100万ドル（約1億1千万円）の供与を決定（2月26日）

国内における蚊の活動時期や、リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック等に向けた追加的な対応【第3弾】
をとりまとめ

①蚊の活動時期に備えた対応

- 各省庁、地方自治体、企業をはじめ国民全体で「夏の蚊対策国民運動」を展開
- 特に6月を「夏の蚊対策広報強化月間」とし、広報・普及啓発を集中的に実施
 - ・公園等における下草刈り、水溜り・不要物の除去、蚊の監視調査、駆除の周知等を徹底
 - ・各省庁、地方自治体、公共交通機関、企業、学校等からの蚊の対策に関する普及啓発を推進（自宅周辺の水溜りを除去する、蚊の多い場所に行くときは肌を露出しない等）
- 妊婦からの電話等相談体制を全国的に整備

②リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック等に向けた対応

- リオデジャネイロオリンピック・パラリンピックの渡航者・帰国者等への防蚊対策のきめ細かな周知等

ジカウイルス感染症に係る「夏の蚊対策広報強化月間」(6月)における取組等について

- 政府において3月29日に取りまとめた第3弾の追加的な対応においては、各省庁、地方自治体、企業をはじめ国民全体で「夏の蚊対策国民運動」を展開するとともに、特に6月を「夏の蚊対策広報強化月間」とし、政府広報や自治体等による広報・普及啓発を集中的に実施することとしている。
- 現在、国においては、6月を広報強化月間として広報を重点的に実施するとともに、リオデジャネイロオリンピック・パラリンピックを控えた7月においても、渡航者・帰国者に対する広報を強化することを検討している。

1 広報内容

国内居住者向け

- 個人が実施できる「蚊の対策」の周知(自宅周辺の水溜り除去や蚊の多い場所で肌を露出しないなど)
- 感染の可能性がある男性に対しての性行為によるパートナーへの感染の可能性の周知
- 妊婦の電話等相談窓口の周知

海外渡航者向け

- 流行地域への渡航予定者に対し「蚊の対策」の周知
- 妊婦に流行地域への渡航を控えることを呼びかけ
- 流行地域に滞在中又は流行地域から帰国した男女は、症状がなくとも、最低8週間、パートナーが妊婦の場合は妊娠期間中、性行為の際にコンドームを使用するか性行為を控えることを推奨
- 流行地域から帰国した人は、症状の有無にかかわらず、蚊に刺されないための対策を少なくとも2週間程度は特に注意を払って行うことを推奨。

2 広報手段(対応中)

- 総理、大臣、首長等からのメッセージ
- 関係省庁、地方自治体、企業等を通じた国民全体への普及啓発(チラシ、ポスター)
- 政府広報(突き出し、テキスト広告、お役立ち記事サイト、ラジオ、インターネットテレビ、BSテレビ、音声広報CD)
- 標語を踏まえた広報の展開
- 地方自治体による広報(広報誌、HP等)(国から自治体宛依頼)
- SNS等の活用(官邸LINE・メルマガ、各省ツイッター、ヤフー意識調査広報)